

答 申

1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という。）が一部非公開とした本件異議申立ての対象となった公文書については、別紙2に掲げる部分を公開すべきであるが、それ以外の部分を非公開としたことは妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

平成13年9月26日に本件異議申立人より次のとおり公開請求があった。

「教員の事故発生から処分（措置）に至るまでの文書の一切（ただし、交通事故は除く）（H13年8月3日～9月26日までに作成又は取得分）（義務教育課所管分）」

実施機関は同年10月10日付けで次のような決定を行った。

（1）対象公文書及び公開しない部分：別紙1のとおり

（2）決定内容：部分公開決定

（3）公開しない理由

ア 個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報、又は他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る情報である。

イ 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

ウ 県の機関の事務事業に関する情報であって公開することにより関係当事者間の信頼関係が損なわれ、将来、公正・円滑な事務執行に支障をきたすことがある。

エ 県の機関の事務事業に関する情報であって公開することにより人事管理上、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

オ 犯罪の予防又は捜査その他公共の安全と秩序の維持のための諸活動が阻害される可能性がある。

異議申立人は、これらの決定のうち、別紙1の（1）を除く公文書の中の「教職員の氏名、氏名の特定につながる記述、ふりがな、職務の級・号給、生年月日、住所、所有免許状（教科）、勤務歴、履歴等、職歴、職員番号、着任年、妻の特定につながる記述、父親の住所、クラス名、児童の氏名、氏名の特定につながる記述及び年齢並びに担当警察官名」以外の部分の非公開決定を不服として、平成13年12月12日に異議申立てを行い、実施機関は島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定に従い、平成14年1月15日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

（1）異議申立ての趣旨

別紙1の(1)を除く公文書のうち、「教職員の氏名、氏名の特定につながる記述、ふりがな、職務の級・号給、生年月日、住所、所有免許状(教科)、勤務歴、履歴等、職歴、職員番号、着任年、妻の特定につながる記述、父親の住所、クラス名、児童の氏名、氏名の特定につながる記述及び年齢並びに担当警察官名」以外の部分の非公開決定の取消を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の意見書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

ア 本件公文書は、全てわいせつ行為を起こした教職員に関する事故報告書及び懲戒処分に関する文書である。

勤務時間内の事故に関する事案については、公務員の職務遂行に係る情報であり、公開されても不当に権利が害されるとまでは言えず、懲戒処分に関する情報といえども条例第7条第2号ただし書八に該当する。

また、児童生徒を教職員のわいせつ行為から守るため、公開することが必要と認められ、同号ただし書口に該当する。

勤務時間外の事故に関する事案については、私生活上起こした事故なので、条例第7条第2号ただし書八には該当しないが、児童生徒に対してわいせつ行為をはたらく可能性も十分認められるので、児童生徒の安全を守るために公開が必要と認められ、同号ただし書口に該当する。

イ 以上のことから、両事案に係る当該教職員の氏名等の情報は本来全て公開すべきであるが、被害児童のプライバシーを保護する必要上、被害児童の氏名特定の可能性のある、当該教職員の氏名、生年月日等は非公開としなければならない。それ以外の、学校名、校長名、教頭名、公民館名、教室名、町村教育委員会名、事故発生日・場所等は公開すべきである。

ウ 事故報告書の事故概要に係る記述内容の一部、添付書類の名称や内容及びこれに係る記述、始末書、保護者の気持ち、事情聴取の記録のうち聴取記録及び聴取内容等については、全部非公開とされている。しかし、これらの情報全てが厳密に個人の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるとは考えられず、部分的には公開すべきである。また、条例第7条第2号ただし書口及び八に該当する部分は公開すべきである。

エ 事故報告書、事情聴取の記録については、人事管理に当たる事務事業であり、職務上の義務として作成するものであるから、これらが公開されるからといって事故報告や事情聴取が適正になされなくなるとは考えられないし、その具体的・客観的立証もない。また、事故を起こした教諭の歴任校における勤務評定と勤務状況については、勤務評定の部分は非公開妥当と考えるが、勤務状況については公開しても何ら支障はない。したがって、これらの情報は条例第7条第6号に該当しない。

オ 上記いずれの情報も、児童生徒を教職員のわいせつ行為から守るという公益上特に必要と認められるので、条例第9条に該当する。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりであ

る。

(1) 条例第 7 条第 2 号に該当する部分について

ア 本件で対象となる公文書は、いずれも懲戒処分等に関する文書である。懲戒処分等は教職員個人に対しての制裁であることから私的な情報であり、個人に関する情報に該当する。

被害者のプライバシーの保護には十分配慮を行う必要があり、被害者の特定に結びつく情報は非公開とすべきである。特に、被害者が児童である場合はなおさら配慮が必要である。事故を起こした当該教職員が特定されると、既に公開されている他の情報から被害者の特定につながる可能性があることから、当該教職員の特定に結びつく部分も非公開とすべきである。

また、本件公文書のうち、私生活において起こした事故に関する情報については、事故を起こした当該職員が公務員であっても、個人識別性のある情報については非公開とすべきである。

したがって、当該教職員の年齢、校務分掌、事故発生日日・発生場所、学校名、公民館名、教育委員会名等、他の情報と組み合わせることによって特定の個人が識別され得る情報は条例第 7 条第 2 号に該当する。

イ また、個人識別性のない部分についても、公務員の職務遂行上の内容に係らない私的な情報については、公開されれば個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、事故報告書等の事故の概要に係る記述内容の一部、始末書、事情聴取の記録のうち聴取記録や聴取内容等については、公務員の職務遂行上の内容に係らない私的な情報、個人の信条や私生活上の行動等を表す情報が含まれており、条例第 7 条第 2 号個人情報に該当する。

(2) 条例第 7 条第 6 号に該当する部分について

事故報告書及び事情聴取の記録は、単にその状況や事実を確認するにとどまらず、懲戒処分等を行うための資料にもなるものであり、公開を前提として作成されるものではない。特に、被害者や家族に係る内容、関係者の心情や主観的な評価等も含まれており、公開することにより、当該関係者と市町村教育委員会又は県教育委員会、市町村教育委員会と県教育委員会との間の信頼関係が損なわれ、今後の事務執行に著しい支障が生じる。

また、事情聴取の記録を公開すれば、具体的行為とそれに対する処分の量定の関係が明らかになる。このことは、今後の懲戒処分等における事情聴取の際の被処分者や関係者の言動に影響を及ぼし、正確な事実関係の把握が困難になる。

また、勤務評定の結果については、「市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則」により、公開しないものとする規定されている。これを公開することを前提とすれば、評価者が職員との人間関係に影響を与えること等を懸念し、公正かつ客観的な評価が実施できないおそれがある。

したがって、これらの情報は、条例第 7 条第 6 号事務、事業に関する情報に該当する。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

本件公文書は、平成13年8月3日から9月26日までに実施機関が作成又は取得した、教職員の事故発生から処分(措置)に至るまでの文書(ただし、交通事故は除く)であり、勤務時間内の事故と、勤務時間外の事故の2つの事案からなる。

(2) 条例第7条第2号本文該当性について

ア 教職員が勤務時間内に起こした事故について

教職員の年齢、校務分掌、学校名、学校名の特定につながる記述、校長名、教頭名、児童数、学級数、教室名、教職員数、文書記号、郡市町村名、所属コード、教育委員会名、教育委員会名の特定につながる記述、教育長氏名、印影、公民館名及び事故発生日・発生場所については、いずれも対象公文書上で公開されている他の情報と組み合わせることにより、あるいは既に公となっている情報と照合することによって、被害者児童が識別され、又は識別される相当の可能性を持つものと言える。したがって、これらの情報は、条例第7条第2号本文に該当する。

また、事情聴取の記録のうち聴取記録・聴取内容等、始末書の内容及び勤務評定と勤務状況に関する記述については、当該教職員及び被害者児童が識別され、又は他の情報と組み合わせることにより識別され得る情報である。さらに、個人の心情、心身の状況、勤務成績等に関する内容も含まれていることから、これらは、個人の資質や内面に係わる個人に関する情報であると解釈され、みだりに公開されるべきものではないと考えられる。したがって、特定の個人を識別できる部分を除いたとしても、これらの情報を公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがないと認めることはできない。

保護者の気持ちに関する記述については、保護者個人の心情に係る内容であり、個人の内面に関する情報であることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。

イ 教職員が勤務時間外に起こした事故について

教職員の年齢、校務分掌、勤務年数、部活動名、担当学年(担当教科)、学校名、学校名の特定につながる記述、校長名、校長名の特定につながる記述、生徒数、学級数、教職員数、印影、文書記号、所属コード、事故発生日・発生場所及び事故発生日・発生場所の特定につながる記述については、いずれも対象公文書上で公開されている他の情報と組み合わせることにより、あるいは既に公となっている情報と照合することによって、当該教職員が識別され、又は識別される相当の可能性を持つものといえる。したがって、これらの情報は、条例第7条第2号本文に該当する。

始末書及び事故報告書における記述の一部については、個人の思想、信条等、個人の人格に深く係わる情報であることから、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号本文に該当する。

次に、本件公文書中に、被害者に関する情報が含まれているが、被害者の立

場を考えた場合、公開することによりさらに被害者に精神的な苦痛を与えることがないように、最大限の配慮をする必要がある。このことをかんがみれば、被害者のとった行動や発言等については、公にした場合、被害者個人の権利利益を害するおそれがないと認めることはできない。

しかし、事件の概要や事件後の当該教職員の状況に関する記述の中で、客観的に本人のとった行動や経過を述べたにすぎない内容で、かつ個人識別性のないものについては、特定の個人の権利利益を害するとは認められず、公開しても支障はないと判断する。

(3) 条例第 7 条第 2 号ただし書口の該当性について

異議申立人は、今後、児童生徒の安全を確保するために公開が必要であるとして条例第 7 条第 2 号ただし書口の該当性を主張している。しかし、両事案とも児童生徒に対するわいせつ行為をはたらくという具体的な蓋然性があるとまではいえないことから、上記情報について、ただし書口に該当すると判断するに足る相当な理由はない。

(4) 条例第 7 条第 6 号の該当性について

平成 13 年 2 月 7 日付け事故報告書中の事後における当該職員の状況及び平成 13 年 3 月 21 日付け事故報告書中の 3 月 14 日に係る記述については、これを公開することによって、当該事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるとは認められない。したがって、条例第 7 条第 6 号には該当しない。

なお、その他、両事案の事故報告書、事情聴取の記録のうち聴取記録・聴取内容等、保護者の気持ちに関する記述、勤務評定及び勤務状況並びに始末書については、上述のとおり、条例第 7 条第 2 号に該当することから、同条第 6 号の該当性は論ずるまでもない。

(5) 条例第 9 条の該当性について

異議申立人は条例第 9 条による公開を主張しているが、同条に基づく裁量的公開については、実施機関の判断に委ねられるものである。

(6) 以上のことから、審査会の結論のとおり答申する。

別紙 1

対象公文書	公開しない部分	理由
(1)第 734 号 事故報告書について(報告)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の氏名、氏名の特定につながる記述、年齢、生年月日、住所 ・学校名、校長氏名、印影、 ・事故の発生日時間・発生場所 	2号
	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の状況 ・所属長の意見 ・電話(口頭)録取票の内容の一部 	2号及び6号
(2)第 402 号の起案教職員の事故について	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の氏名、氏名の特定につながる記述、年齢、生年月日、住所、所有免許状、校務分掌、勤務年数、部活動名、担当学年(担当教科)、妻の特定につながる記述、父親の住所、勤務歴 ・学校名、学校名の特定につながる記述、校長氏名、校長名の特定につながる記述、生徒数、学級数、教職員数、文書記号、印影 ・事故の発生日・発生場所、発生日・発生場所の特定につながる記述 ・経過の概要の一部 ・事実確認についての内容の一部 ・事件の概要の一部 ・事後における当該職員の状況の一部 ・その後の状況、経過についての内容の一部 ・添付書類の名称、添付書類の名称に係る記述 	2号
	<ul style="list-style-type: none"> ・事件の概要の一部 ・事後における当該職員の状況の一部 ・所属長又は関係者のとった措置の内容の一部 ・その後の状況、経過についての内容の一部 ・始末書 ・添付書類 ・職員の履歴等 	2号及び6号
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当警察官名 	4号
(3)第 403 号の起案教職員の事故について	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の氏名、氏名の特定につながる記述、年齢、生年月日、住所、所有免許状、校務分掌、着任年 ・校長氏名、教頭氏名、学校名、学校名の特定につながる記述、児童数、学級数、教職員数、印影、クラス名、教室名、文書記号 ・児童の氏名、氏名の特定につながる記述、年齢 ・教育委員会名、教育委員会名の特定につながる記述、教育長氏名、印影、文書記号 ・町村、公民館名 ・事故の発生日・発生場所 	2号
	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の気持ち ・始末書 ・勤務評定と勤務状況について ・事情聴取の記録のうち、聴取記録、聴取内容等 ・職員の履歴等 	2号及び6号

対象公文書	公開しない部分	理由
(4)第 405 号の起案 教職員の事故に係る懲戒処分について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の氏名、氏名の特定につながる記述、ふりがな、職務の級及び号給、年齢、職員番号、生年月日、所有免許状（教科）、着任年 ・ 学校名、学校名の特定につながる記述、校長氏名、教頭氏名、クラス名、教室名、文書記号、所属コード、印影 ・ 児童の氏名、氏名の特定につながる記述、年齢 ・ 教育委員会名、教育委員会名の特定につながる記述、教育長氏名、印影、文書記号 ・ 町村、都市町村名、公民館名 ・ 事故の発生日・発生場所 	2号
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の気持ち ・ 始末書 ・ 勤務評定と勤務状況について ・ 事情聴取の記録のうち、聴取記録、聴取内容等 	2号 及び 6号
(5)第 406 号の起案 教職員の事故に係る懲戒処分について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の氏名、ふりがな、職務の級及び号給、住所、年齢、職歴、職員番号、生年月日、所有免許状（教科）、担当学年（担当教科）、妻の特定につながる記述、勤務年数、部活動名、父親の住所、勤務歴 ・ 学校名、校長氏名、所属コード、印影、文書記号 ・ 事故の発生日・発生場所、発生日・発生場所の特定につながる記述 ・ 事件の種類等の内容の一部 ・ 事件の概要と経過の内容の一部 ・ 事実確認についての内容の一部 ・ 事件の概要の一部 ・ 事後における当該職員の状況の一部 ・ その後の状況、経過についての内容の一部 ・ 添付書類の名称、添付書類の名称に係る記述 	2号
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事件の概要の一部 ・ 事後における当該職員の状況の一部 ・ 所属長又は関係者のとった措置の内容の一部 ・ その後の状況、経過についての内容の一部 ・ 始末書 ・ 添付書類 	2号 及び 6号
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当警察官名 	4号
(6)第 10 号 教職員の事故に係る懲戒処分について(報告)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 ・ 職員の氏名 	2号

別紙 2

対象公文書	該当文書	公開すべき部分
(2)第 402 号の起案 教職員の事故について	別紙	18:45、19:45、23:30 の記述 2月6日の記述 2月10日の記述 3月15日の記述
	3.経過の概要	
	本事件に対して行った指導、指示事項	2月4日(ア)の記述
	1.事実確認について	
	事故報告書(平成13年2月7日付け)	18:45,19:45,19:50,23:30,23:45 の記述
	3.事件の概要	
5.事後における当該職員の状況	・1行目13文字目から28文字目まで ・2月5日の記述(1行目23文字目から25文字目までを除く)	
事故報告書(平成13年3月21日付け)	9.その後の状況、経過について	・2月8日9:00の記述の2行目(氏名を除く) ・2月8日11:00の記述の1行目 ・2月10日の記述 ・3月14日の記述 ・3月16日18:00の記述の1行目
9.その後の状況、経過について		
(5)第 406 号の起案 教職員の事故に係る懲戒処分について	教職員の懲戒処分について	の記述の中の1行目24文字目から28文字目まで、1行目39文字目から2行目2文字目まで、4行目37文字目から5行目までの記述
	3 事件の概要と経過	
	本事件に対して行った指導、指示事項	2月4日(ア)の記述
	1.事実確認について	
	事故報告書(平成13年2月7日付け)	18:45,19:45,19:50,23:30,23:45 の記述
	3.事件の概要	
5.事後における当該職員の状況	・1行目13文字目から28文字目まで ・2月5日の記述(1行目23文字目から25文字目までを除く)	
事故報告書(平成13年3月21日付け)	9.その後の状況、経過について	・2月8日9:00の記述の2行目(氏名を除く) ・2月8日11:00の記述の1行目 ・2月10日の記述 ・3月14日の記述 ・3月16日18:00の記述の1行目
9.その後の状況、経過について		